

中東情勢の影響で経営にお困りの事業者の皆さまへ

笠岡市 中東情勢緊急対応資金 信用保証料助成金・利子補給金のご案内

～ 融資の保証料・利子の負担を軽減します ～

1 制度の概要

中東情勢緊急対応資金を利用された市内の中小企業者の方に、

- ・信用保証料
- ・約定利子

のうち「1%を超える部分」を助成します。

2 対象になる方（次のすべてに当てはまる方が対象です）

- ・市内に主たる事業所がある中小企業者・組合
- ・中東情勢緊急対応資金の融資を受けている
- ・市税を滞納していない
- ・暴力団員等でない

3 助成の概要

区分	対象経費	助成額	上限
信用保証料 助成金	R8. 5. 1～R8. 12. 31 に 実行された融資の信 用保証料	保証料率が 1%を 超える部分 に相 当する額	1 社当たり融資額 500 万円 まで（超過分は対象外）／ 100 円未満切捨て
利子補給金	R8. 5. 1～R9. 2. 28 に 実際に支払った約定 利子	借入利率が 1%を 超える部分 に相 当する額	100 円未満切捨て（延滞利 息は対象外）

※助成額はいずれも 100 円未満切捨て。延滞利息は対象外。

※どちらも「1%を超える部分」が助成対象です。1%までの部分は事業者負担となります。

4 申請書類・提出期限

助成金	使用様式	主な添付書類	提出期限
信用保証料 助成金	様式第 1 号	・保証協会の保証書の写し（中東情勢緊急対応資金の融資を受けたことを証する書類） ・金融機関との金銭消費貸借契約書の写し ・保証料支払証明書（様式第 3 号） ・市税の完納証明書（申請日現在で未納がないもの） ・誓約書（暴力団等に該当しない）	R9. 1. 31
利子補給金	様式第 2 号	・保証協会の保証書の写し（中東情勢緊急対応資金の融資を受けたことを証する書類） ・金融機関との金銭消費貸借契約書の写し ・中東情勢緊急対応資金利子支払証明書（様式第 4 号） ・市税の完納証明書（申請日現在で未納がないもの） ・誓約書（暴力団等に該当しない）	R9. 2. 28

※利子補給金の重要な注意

対象となるのは「令和 9 年 2 月 28 日までに実際に支払った利子」です。後払い契約などで同日までに支払っていない利子は対象になりません。支払い後、速やかに申請してください。

5 様式第 1 号（信用保証料助成金）の記入方法

欄	記入内容	記載例
3 借入金額	当初融資額 をそのまま記入（上限 500 万円は市が算定）	7,000,000 円

欄	記入内容	記載例
4 保証料額	保証協会に 実際に支払った保証料の全額	105,000 円
5 保証料率	保証書に記載の 実際の料率	1.24 %
6 借入期間	契約上の借入日・返済期限	R8.6.1 ~ R13.5.31

※3～5 は「契約書・保証書のとおり」書いてください。1%を引く計算は不要です（市が算定します）。

6 様式第 2 号（利子補給金）の記入方法

欄	記入内容	記載例
3 借入金額	当初融資額	7,000,000 円
4 支払利息額	R9.2.28 までに 実際に支払った 利子の合計（延滞利息除く） 様式第 4 号「利子支払証明書」の「納付済利子額」を記入	84,000 円
5 借入利率	契約書記載の 実際の利率 （変動時は様式第 4 号参照）	1.65 %
6 借入期間	契約上の借入日・返済期限	R8.6.1 ~ R13.5.31

※4 は「支払った利子の全額」を記入します。1%超部分は様式第 4 号をもとに市が算定します。

7 よくある質問

Q. 融資が 500 万円を超えています。対象外ですか？

A. 500 万円までの部分が保証料助成の対象です。超過分のみ対象外です。

Q. 利子はまだ支払っていません。申請できますか？

A. 「2月28日までに実際に支払った」利子が対象です。
支払後に申請してください。

Q. 計算が難しいのですが…

A. 契約書・証明書のとおりに入力いただければ、助成額は市で計算します。
ご安心ください。

8 申請書の入手先

市ホームページ／商工観光課窓口で配布

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

笠岡市 商工観光課 TEL：0865-69-1188



申請書をダウンロード
(笠岡市公式ホームページ)